

一般社団法人ビリーバーズ 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人ビリーバーズと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、社員総会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、子どもと大人がそれぞれ自分らしく他者とつながれるような

(1)居場所をつくりたい人(2)居場所に参加したい人(3)居場所を応援したい人が集い、そうした居場所を共創することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) オンライン上のコミュニティの運営
- (2) 子どもの発達における総合的な支援事業
- (3) 大人の自己実現、社会参加、社会貢献における総合的な支援事業
- (4) 各種講座、研修会、講演会、セミナー、その他イベントの企画、開催及び運営
- (5) 各種コンサルティング
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第6条 この法人の事業に賛同し、次条の規定によりこの法人の社員となった個人又は団体をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、社員総会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社

することができる。

(除 名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構 成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第14条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する事項及びこの法人の組織、運営その他この法人に関する一切の事項について決議することができる。

(開 催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分

の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第30条 通常理事会は、毎年、年2回以上開催する。

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、5年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、幹事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類は、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行う。

第10章 附 則

(設立時役員)

第43条 設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 熊野英一、蔵本美紀

設立時代表理事 熊野英一

(設立時社員)

第44条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

熊野 英一 住所 東京都港区麻布十番3丁目6番6号 麻布十番ハイツ 204

蔵本 美紀 住所 大阪府吹田市長野東25番21－203号

(最初の事業年度)

第45条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和4年9月30日までとする。

(本定款に定めのない事項)

第46条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

(定款の変更履歴)

第47条 この定款は令和4年10月6日から施行する。